

危険運転致死傷罪等の適用件数の推移(平成25年～29年)

「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」、H30年2月15日警察庁交通局発表資料より抜粋

		平成26年			平成27年			平成28年			平成29年		
		致傷	致死	小計	致傷	致死	小計	致傷	致死	小計	致傷	致死	小計
法3条	アルコールの影響	94(3)	9(1)	103(4)	166(6)	10	176(6)	128(10)	7	135(10)	156(3)	4	160(3)
	薬物の影響	11	1	12	32(1)	0	32(1)	21(2)	2	23(2)	23	0	23
	一定の病気の影響	13(2)	0	13(2)	57(4)	5	62(4)	73(3)	2	75(3)	73(2)	6	79(2)
	合計	118(5)	10(1)	128(6)	255(11)	15	270(11)	222(15)	11	233(15)	252(5)	10	262(5)

注1: 件数はいずれも送致数のほか、送致後に罪名変更となったものを含む

注2: 危険運転致死傷罪(「通行禁止道路進行」を除く)は、平成26年5月19日までは従前の刑法208条の2に規定されていた。

注3: ()は、無免許加重の件数で、内数である。